

佐賀県告示第 242 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 2 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 385 号	神崎市神崎町本堀字町裏 3209 番 2 地先から 神崎市神崎町神崎字一丁目 41 番 3 地先まで	平成 28 . 4 . 1
県道 佐賀外環状 線	神崎市神崎町枝ヶ里字一本松 39 番 1 地先から 神崎市神崎町神崎字三丁目 469 番地先まで	〃
	神崎市神崎町神崎字一丁目 85 番 1 地先から 神崎市神崎町神崎字一丁目 48 番 1 地先まで	〃
県道 肥前神崎停 車上線	神崎市神崎町田道ヶ里字駅二本松 2220 番 1 地先から 神崎市神崎町神崎字一丁目 46 番 4 地先まで	〃
県道 神崎北茂安 線	神崎市神崎町神崎字三丁目 480 番 1 地先 から 神崎市神崎町本堀字町裏 3265 番 1 地先まで	〃